

互いの人権が尊重され、すべての人権が保障されるように

日光市人権尊重の社会づくり条例

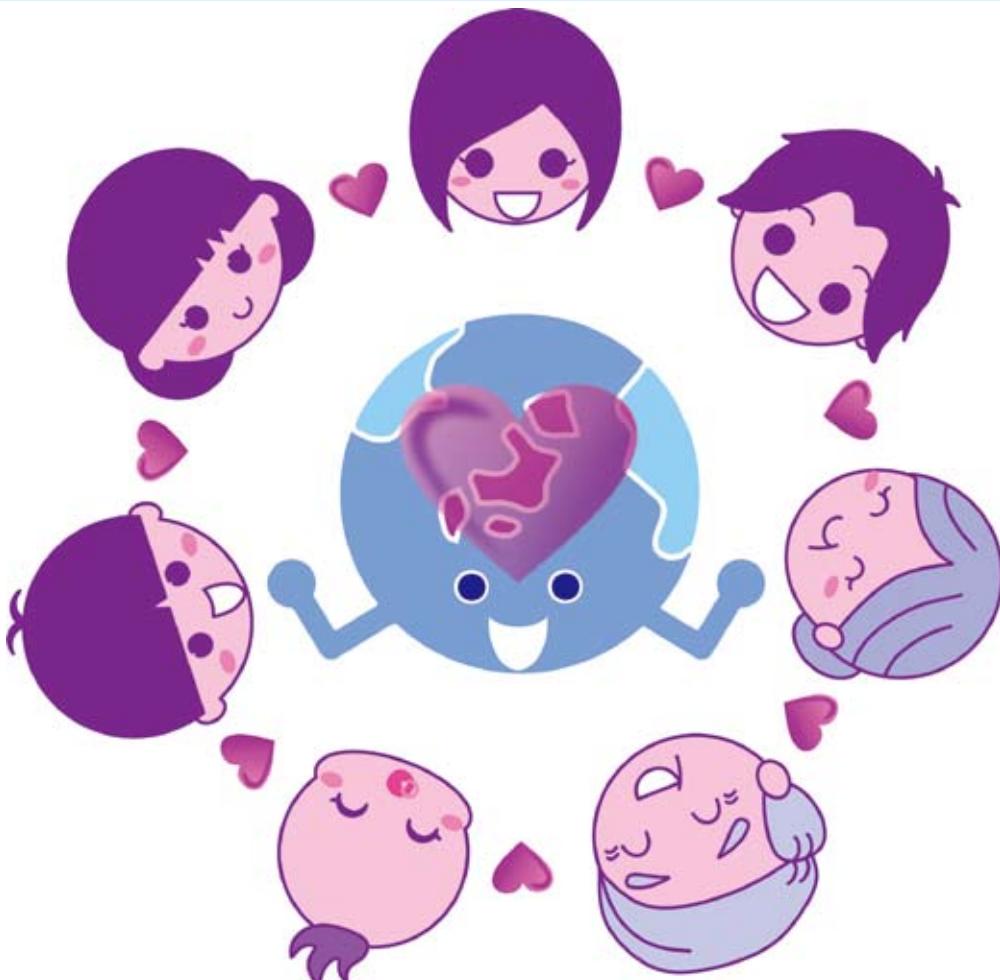
が施行されます。



©日光仮面

人権の世紀といわれる21世紀において、互いの人権が尊重され明るく住み良い社会の実現を目指し、人権の共存を図っていくことが私たちの願いです。

この条例は、すべての人権が保障される人権尊重の社会づくりに関し、市民と市の責務を明らかにするとともに、施策の推進に必要な事項を定めるものです。



【前文】

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等です。これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理です。また、基本的人権の享有と法の下の平等を定めた日本国憲法の理念に基づき、一人ひとりの人権が尊重され明るく住み良い社会の実現を目指し、人権の共存を図っていくことが私たちの願いです。

しかし、今もなお、人種、民族、性別、社会的身分等に起因する人権侵害が存在し、社会情勢の変化等により人権にかかわる新たな問題も生じ、それらの解決に向けた取組みが求められています。

ここに、私たち日光市民は、「一人ひとりが個人として尊重される社会」、「機会の平等が保障され、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会」、「一人ひとりの多様性を認め、ともに生きる社会」の実現を目指し、たゆまぬ努力を重ねていくことを決意し、この条例を制定します。

平成25年4月1日施行

日光市

条例の内容は7つの構成になっています。

1 前 文

私たちは、世界人権宣言や日本国憲法の理念に基づき、「一人ひとりが個人として尊重される社会」、「機会の平等が保障され、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会」、「一人ひとりの多様性を認め、ともに生きる社会」を実現するために、たゆまぬ努力を重ねていきます。

2 目的（第1条）

市が推進する人権尊重の社会づくりに関し、市民及び市の責務を明らかにし、施策の推進に必要な事項を定めることで、すべての人の人権が尊重される社会の実現に寄与します。

3 定義（第2条）

「市民」の定義を市内居住者、市内への通勤者、通学者、市内で活動する団体及び事業者と定めました。

4 市民の責務（第3条）

市民が果たさなければならない責務について定めています。

- 自分でなく他の人の権利を尊重する意識を持つようにします。
- 市と協働して人権尊重の社会づくりを進めていくようにします。

5 市の責務（第4条）

市が果たさなければならない責務について定めています。

- 市行政のあらゆる分野において、人権尊重の社会づくりを推進するとともに、人権意識の高揚を図るための施策を実施します。
- 市民、市民、国・県その他関係機関と連携し、人権尊重の社会づくりに関する施策を推進します。

6 施策の基本方針（第5条）

市長は、人権尊重の社会づくりを総合的、計画的に推進するため、基本方針を定めます。

7 人権施策推進審議会（第6条）

施策の基本方針に関する事項、その他条例の目的を達成するために必要な事項を調査審議する機関として、日光市人権施策推進審議会を設置します。



お問い合わせ先

日光市健康福祉部
人権・男女共同参画課

日光市今市本町1番地
電話 0288-21-5184
FAX 0288-21-5105
E-mail : jinken-danjo@city.nikko.lg.jp